

東京都公文書館所蔵文書から探る天皇第一回東幸

The First Progress of the Emperor Meiji from Kyoto to Tokyo:
An Analysis Based on Material in the Tokyo Metropolitan Archives

奈倉 哲三

NAGURA Tetsuzo

要旨

本稿は、明治元年十月十三日に東京に着輦し、十二月八日に還幸のため東京を発輦した第一回東幸が、東京（江戸）府民にとってどのような意味を有したのかを考察する前提作業の一つであり、東幸時に東京市民に下した「御酒下賜」の実態を東京都公文書館所蔵文書から解明し、「御酒下賜」の背景と意図を追究したものである。まず、「総量は」「分配は」「酒樽の用意は」といった細部の解明から、政府と東京府の対立が浮き出てきた。「元酒」論争として始まった対立は、実は支払いをめぐる対立であった。「御酒下賜」という以上、支払いは政府が払うべきとする、東京府判事江藤新平が厳しく政府に食いがたつたこと、政府による最終支払いは翌明治二年六月にまで延びたことがあきらかとなった。さらに財源保障のないまま「御酒下賜」断行をした理由を探ることで、「御酒下賜」の背景と意図も明確となった。すなわち、三条実美らが「恩典を施さなければ民は決して帰服しない」とまで危機意識をもって観察していた、府下庶民の強い反政府感情が根本にあり、この府下民衆を懐柔するための「御賑恤」だったのである。

はじめに―分析課題の限定と史料性格―

天皇睦仁（諡号明治）は明治元年九月二十日京都を發輦、十月十三日東京着輦、十二月八日還幸のため東京發輦、二十二日京都に還御する。

本稿は、この第一回東幸が東京（江戸）府民にとつてどのような意味を有したのかを考察する前提作業の一つである。この作業をするうえでの重要な素材として、東幸時のいわば「特別企画」、御酒下賜がある。

東幸時の「特別企画」には今一つ、京都發輦から輦輿到着までの間、東海道筋で実施された高齢者孝子義僕褒賞があるが、これについては、すでに椿田有希子が『御東幸御用記録』第一巻を活用し、「御賑恤」の対象となった褒賞者の総数および総金額が、旧幕府の実施した同類施策とは比較にならないほどの規模・金額であったことをあきらかにし、さらに、それが木板刊行物『東巡日誌』で大々的に報じられたことに大きな意味があったことを述べている。⁽¹⁾

戊辰戦争期における江戸民衆意識の解明を長期課題としている筆者としては、未解明の御酒下賜が特に重要となる。御酒下賜については、いわゆる「天盃頂戴」「御神酒頂戴」の錦絵を解説する形での考察があるが、⁽²⁾当時の一次記録史料に基づいた考察は皆無である。「御酒下賜」の実態を解明するためには、東京都公文書館所蔵文書『府治類纂』第三五冊「戊辰、己巳、庚午・東幸附行幸、行啓」が最も重要な史料となる。『府治類纂』とは、慶応四年八月十七日（九月八日に明治と改元）の東京府開庁から明治五年に至るまでの五年間（戊辰・己巳・庚午・辛未・壬申）に

東京府が発令した「法令格式ノ類」を編纂したものである。⁽³⁾

慶応三年十二月九日、王政復古クーデタによって京都に出現した新政府は反対派を武力制圧する総過程『戊辰戦争』の中心的課題として、慶応四年四月の江戸進駐以後、徐々に江戸を新政府支配下に収めていく。

閏四月を挟み、五月十五日の上野戦争を経て十九日に江戸鎮台を設置、これまで江戸府下支配を旧幕府機構の町・寺社・勘定の三奉行に委ねざるを得なかった体勢を改め、東征大総督府支配直下に置き、鎮台の下に、町奉行を市政裁判所、寺社奉行を寺社裁判所（後、社寺裁判所と改称）、勘定奉行を民政裁判所へと編成替えした。だがその二ヶ月後の七月十七日、詔書により江戸を東京（府）と改称するとともに、その江戸鎮台と鎮台下の市政裁判所も廃し、新たに駿河以東十三カ国・関八州を司る鎮将府を置き、大総督府を関東軍事専任とする体勢に強化、さらに八月十七日、幸橋門内元大和郡山藩柳沢甲斐守上屋敷を東京府庁舎とし、政府直轄の東京（江戸）支配を本格化させる。⁽⁴⁾

そして十月十三日の天皇東京着輦をうけ、十八日には鎮将府を廃し、「万機宸断」としたうえで行政官を置き、「御東臨之節」（天皇東京親臨の間）は江戸城を「皇居」とし、城は東京城と改めるとした。⁽⁵⁾

ところで、第一回東幸の概観を把握するには、『明治天皇紀』第一で可能であるが、「御酒下賜」については僅かな記事しか見られない。⁽⁶⁾当時の史料を大正期に編纂した『東京市史稿』皇城篇第四（以下、「市史稿皇城四」）と、戦後期に編纂した『東京市史稿』市街編第五十（以下、「市史稿市街五十」）の両篇には、『府治類纂』第三十五冊から相当量の記事が

採録されているので、その両篇を付き合わせれば、「御酒下賜」についても、ある程度の分析は可能なのであるが、両篇とも『府治類纂』から、それぞれ部分部分を切り接ぎするため、採録した個々の原文書の性格が把握しにくく、全体像の復元は容易でない。

筆者は、戊辰戦争期の江戸民衆意識を解明することを課題に定めて研究を開始して以来、活字化された編纂史料がある場合でも、可能な限り原点史料にあたるという研究方法を採ってきたのだが、そのほとんどすべての場合に、活字史料では判らなかつた「謎」が氷解するという経験を重ねてきた。今回も、原本史料をもとに考察するのはそのためである。

一 「御酒下賜」の実態解明

(一) 総量はどれほどか

まず「御酒下賜」の沙汰書が、東京着輦から十四日後の十月二十七日に、「宸断」により行政官から東京府に下されたことを確認し(史料A)、次に東京府が府下町名主らに下した達書を受け、町名主らが二十八日に提出した請書形式の細則案を見ておく(史料B)。以下史料引用にあたっては、闕字・平出は原文のままとし、漢字は異体字を含め常用漢字とするが、常用漢字の無い正漢字はそのままとする。また一部片仮名表記を平仮名表記とし、適時読点を付し、難読文字にはルビを付す、() は筆者による註である。

A 同(十月)二十七日御沙汰書写四通(の内二通目、他三通は略す)

東京府

御東幸二付、東京市中一同へ御酒下賜候間、夫々分配可二取計一候事⁽⁸⁾

B 今般

御東幸二付、東京市中一同へ御酒下シ賜候間、来月六日七日市中一同家業相休、頂戴可致候事、

但、御酒ハ来月四日当府おみて分配候間、市中名主共麻上下着用、町々惣代のもの老人つゝ召連、朝五つ時可罷出候事、

右之通被

仰出候間、組々不残様、早々可申通旨、被仰渡奉畏候、仍如件、

明治元辰年十月廿八日

幸町名主

長沢次郎太郎⁽⁹⁾ 印

(以下七町名主連印略)

Aより、東京城に開設された政府行政官から、十月二十七日に東京府へ下された「御沙汰書」で、初めて「東京市中一同え御酒下賜」が示され、その「分配」について取りはからうよう命じられたこと、Bより、東京府が十一月六日七日両日を「市中一同家業休業」して御酒「頂戴」すると決め、四日に東京府庁で御酒全市中分を分配するので、名主共は麻持着用の上、惣代を町々一人宛連れてくるように命じたことが判る。一口に「東京市中一同え御酒下賜」と言うが、これは大変なことであ

る。全体量でどれほどになり、それをどのように全市民に配るつもりか。以下、それが判る部分を『府治類纂』から拾い出そう。

C 市中割方

大町 四百三拾三ヶ町

但老ヶ町に付三樽ツ、

中町 四百六十九ヶ町

但、老ヶ町に付二樽ツ、

小町 六百七十三ヶ町

但、老ヶ町に付老樽ツ、

内訳

百軒以上

大町

五拾軒以上

中町

同以下

小町

右之通割方⁽¹⁰⁾

府内には、一〇〇軒以上の大町が四三三町、五〇軒以上一〇〇軒未満の中町が四六九町、五〇軒未満（以下とあるが未満であろう）の小町が六七三町あり、大町は一町三樽ずつで一二九九樽、中町は一町二樽ずつで九三八樽、小町は一町一樽ずつで六七三樽、合計二九一〇樽となる。

酒樽は一般に四斗樽と思われるようだが、それは酒造屋から酒問屋に樽廻船で廻す樽のことで、祝い酒の化粧樽として町に出す樽は小振のものが多く、多様だったようだ。史料は今回は割愛せざるを得ないが、四谷塩町でこの樽を式斗五升入りとみて配分したら不足したとあり、不

足分から考えると、式斗二升入りだったようである。それにしても全量で六四〇二斗、一升瓶で考えれば六万四〇二〇本という勘定になる。

(二) 分配の計画

これ程の量を全府民に「分配」するには、幕末江戸府内二一組と府下二組ごとの町組で、それぞれの大中小町数に応じた樽数をあらかじめ計算しておかなければ正確には配れない、次の史料がその計画表である。全二十三組の史料は長すぎるので、三番組から十九番組を省略する。

D 一 酒 百八十四樽

瓶子 拾貳対

老番組九拾老ヶ町へ

一 酒 百六十七樽

瓶子 拾対

式番組八十式ヶ町へ

中略

一 酒 百十四樽

瓶子 拾貳対

廿番組七十一ヶ町え

一 酒 八十樽

瓶子 四対

廿老番組六十八ヶ町え

一 酒 二十四樽

瓶子 老対

番外品川拾六ヶ町え

一 酒 二十樽

瓶子 四対

新吉原町七ヶ町え

組々合

酒 二千九百六十三樽
瓶子 二百二十老対

千五百九十二ヶ町

全酒樽数二九六三樽は当初見積もり二九一〇樽より五三樽ほど上回った。これを、府下の品川一六町に新吉原町七町を含めた総町数一五九二町に配るといのである。酒総樽数二九六三樽はザッと三〇〇〇樽だ。どこがどう用意するのか。

(三)酒樽の用意

用意の状況を、次の「東京府御懸り御役人中」宛ての届書で見よう。

E 戊辰十一月朔日

- 一 酒七百五拾樽 鹿島清兵衛納
- 一 同 鹿島利右衛門納
- 一 同 中井新右衛門納
- 一 同 高崎長右衛門納

メ三千樽

但拾駄に付八十五両

代金老万式千七百五拾両也

- 一 御用車御達奉願上候、尤揚場新橋一手に仕度候
- 一 来ル三日、御腰掛ヶえ御酒積込候得は、御見分之上御請取書頂戴仕度候
- 一 夜中御腰掛ヶえ御詰候人数多分入込候義に御座候間、何卒時々御役人方見廻り奉願上候
- 一 御酒御渡し方之儀は御役人方にて相願度、尤樽取扱人は私共よ

り差出可申候

但名主支配限り一纏にいたし、渡方仕度候

一 右取扱人出勤、左之通り

銘々手代

拾式人

同 召仕

三拾人

右之通御届奉申上置候、以上

明治元辰年十一月朔日

高崎長衛門

中井新右衛門

鹿島利右衛門

鹿島清兵衛

東京府

御懸り御役人中様

前段で「メ三千樽」としたのは、Dで二九六三樽と算出されたので、それなら、と用意すべき樽数を三〇〇〇としたものである(書面上では、このEに続きDが添え書きとして続いている)。これを、鹿島清兵衛以下が「納」めるとあり、代金一万二七五〇両とあるのは、それを東京府に売り渡すからである。つまり、鹿島清兵衛・鹿島利右衛門・中井新右衛門・高島長右衛門の四名は、いずれも酒問屋なのである。清兵衛と新右衛門は霊岸島四日市町、利右衛門は霊岸島銀町一丁目に店を構える下り酒問屋、長右衛門は小網町三丁目に店を構える地廻酒問屋であり、四問

屋とも、幕末まで江戸城内に酒を納めていた酒問屋である。⁽¹¹⁾

旧幕府直結だった酒問屋が酒三〇〇〇樽を、東京府に納め代金を受け取る、つまり売却するとあるのだが、酒下賜とは、天皇が酒を東京府民に下すものなのだから、東京府に納めるのは筋が違うのではないか？ 現在天皇の居る東京城に納め、そこから東京府に廻されるべきものではないのか？ 実は、この疑問に関連する史料二種が『府治類纂』にあるのだが、「市史稿市街五十」と「市史稿皇城四」とでは、それぞれ異なった一種ずつを選択しているのである。まず「市史稿市街五十」が『府治類纂』から引いた部分を見る。

F 戊辰十一月

差上申御請書之事

来ル三日朝五ツ時、芝口老町目西側河岸え御酒樽御着船相成候に付、同所より

東京御府様え御運送可仕車六拾輛、車力人足共用意仕、右御用相勤可申旨被 仰渡、難有奉畏候、私とも申合御差支無之様可仕、仍之御請書差上申処、仍如件

明治元辰年十一月

芝口式町目新五郎店

政五郎事

車持 菊五郎 印

同所新町兼八地借

同 伝右衛門 印

同所金六町茂八地借

同 半兵衛 印

汐留三角屋敷
五人組持地借
同 平蔵 印⁽¹²⁾

この文書は十一月一日の文書である。三日に御酒樽の積舟が芝口老町目西側河岸に着船するという事で、荷車（大八車）六〇輛の用意と車力人足の手配を請け負った「車持」四名が、東京府へ差し出した請書である（文書Fは「市史稿皇城四」は採録していない）。

大八車で酒樽を積んで車力が運べる量は小振りの式斗二升樽としてもせいぜい一台一〇樽位が限度である。絵図ではもつと少量のを多く見かける。これで六〇輛なら、最大限でも六〇〇樽、全量の五分の一に過ぎない。だが、これは請書であるから、他に同類の「車持」の請書が何通もあったことは想像できる。実は、こうした疑問は「市史稿市街五十」のみからでは解けないのだが、『府治類纂』の次の文書Gを検討していくと解けてくる。と同時に、この代金（E文書では一万二千七百五十両）はどこが支払うのかという、隠れていた重要問題が浮かび上がり、政府と東京府との間で緊張した遣り取りがあったことが見えてくる。

二 支払いをめぐる政府と東京府の遣り取り

(一) 「元酒」論争

以下の引用文言中、右側（〜）は「市史稿皇城四」の字句であるが、「市史稿皇城四」はのちの東京市による写本の翻字であるため、筆者は採用しない（記載以外にも些細な異同はあるが、問題にする程のない異同は省く）。また本文中の「〜」字句は原本虫損のため見えない字句で、

筆者による推測（文書Gは「市史稿市街五十」は採録していない）。

G-1

東京府
判事御中

禁中
用度司

御東幸中に付、明後四日府内町人共え御酒被下候義に付、弁事え御差出候御書面に、^{（差）}元酒之義は御城より御廻相成候趣之処、と有之、右元酒と申は、仮令御酒老樽にても弁事より御廻し相成、右を元にいたし、其余之酒は、御差加

朝廷より被下之御趣意を以、町人ともえ被下候御手順に候哉、^{（也）}一ト通、元酒之趣意勘考いたし兼候間、一応右等可及御打合旨、弁事より被命候間、否哉御附紙成とも御申越有之度、則弁事え御差出之御書面老通返達いたし候、土器之義は明日差^{（進）}候様可致候、右可得御意、如此御座候、已上

十一月二日

G-2 下ケ札

御書面之趣致承知候、元酒と申は御見込之通、御酒老樽にても禁中より御廻し相成候へは、右え足酒いたし、瓶子え

朝廷より被下候趣を以、町人共え相渡候手順に有之候間、御酒之義も、明昼頃迄に御廻し有之候様いたし度、尤瓶子并其余に被下候酒樽之義は、兼て用意申付置候、此段及御挨拶候

十一月二日

東京府

G-3

東京府
御中

用度司

昨日御問合申候に付、今般御答被下候市中御酒拜領之事に付、元酒之義具承知いたし候、不取敢御酒七樽一挺土器千八百枚御廻候間、御落手可被成候、已上

十一月三日

文書三通は、東京城中に開設された政府行政官下の「用度司」と東京府判事らとの書面応答である。G-1に「禁中」とあるが、もちろん、この些細ではあつても緊急の問合せ事項が、京都と東京で文書往復される筈もない。敢えて「禁中」の語を冠したのは、この御酒はあくまでも朝廷から下賜されるものなのだ、との文面にこだわつての表記である。

G-1は、その用度司が東京府に問い糾した二日付文書⁽¹³⁾。前日か当日朝かに東京府が弁事へ差し出した書面中に、⁽¹⁴⁾「元酒之義は御城より御廻相成候趣之処」とあつた。この「元酒」という語の用法を問題とし、問い糾したのである。

つまり、《東京府の差し出した文面には、「元酒」は「御城」（元江戸城現東京城）からお廻しになつたものとの表現が見られたが、「元酒」と表現するなら、それはたとえ一樽であつても、弁事（在東京でも、京都太政官政府行政官の附属官員）から廻したものを元とした、と考えるべき

で、それ以外の酒は、「朝廷から下されたという趣旨で」差し加え、町人共へ下される、という手順の筈ではないだろうか、「元酒」という語の趣意はどうも理解しがたいので、一応その辺りを打ち合わせておきたい、と弁事から命じられたので、弁事の理解で良いかどうか、付け紙か何かで返答いたしたいので、とりあえず先の書面一通はお返ししておく、というものである(「土器」云々は、盃のこと)。

G-2は、G-1に対する東京府から用度司への返答。書面の趣旨はよく理解したとし、「元酒」とは、たとえ一樽であっても禁中(東京城中の用度司が「禁中用度司」と記したのを受けての表現)から廻されたものと考え、それに酒を足し、瓶子へ入れたものが朝廷から下され、それを町人共へ渡す、という手順だと了解したので、「御酒」は明日三日昼頃までには廻して下さい、もつとも、瓶子とあとの酒樽は、前もって用意するよう申し付けておきます」というもの。

G-3は、東京府の了解返答G-2を受け、改めて用度司が東京府に対し、東京府が言った「元酒」の意は判った(それなら宜しい)、とした上で、とりあえず、酒七樽大八車一挺分に土器(盃)一八〇〇枚を廻すので、落手するように、というものである。

ここで、先に解説を飛ばしておいたE文書の中段・後段の文言の意味が、ようやく見えてくる。十一月一日に東京府御懸り役人へ提出した文書E前段で三〇〇樽を納めますと言った酒問屋が、中段で「御用車御達奉願上候、尤揚場新橋一手に仕度候」と言ったのは、運ぶための大八車を出すよう達書を出して下さい、ということと、三〇〇〇樽の酒を陸

揚げする場所は「新橋一手」にしてほしい、との意味であるが、ここで新橋とは、F文書の「芝口老町目西側河岸」と同じ場所なのである。芝口老町目西側河岸は柴口橋⇨新橋から、難波橋(中ノ橋)を経て土橋まの堀(汐留川)の左岸(南)に並ぶ。その河岸一帯で酒樽を陸揚げし、幸橋御門前の久保丁原という広場で大八車を整頓させ、幸橋御門に入れ、左(西)へ回り込んで東京府庁舎に運び入れるのである。

では、酒樽を積んだ舟はどこから出るのか? E文書に、鹿島清兵衛納・鹿島利右衛門納・中井新右衛門納・高崎長右衛門納とあって、三〇〇樽とある以上、彼らの酒蔵から舟積するのである。清兵衛と新右衛門の霊岸島四日市町、利右衛門の霊岸島銀町一丁目はいずれも日本橋川川口から少し南の堀に面した河岸際(現中央区新川一丁目)にあり、長右衛門の小網町三丁目だけはやや離れて日本橋川を上って江戸橋の先の左岸(現中央区日本橋小網町)にある。つまり、高崎長右衛門酒蔵から積んだ酒樽舟が日本橋川を南へ下り、霊岸島で鹿島清兵衛・鹿島利右衛門・中井新右衛門各酒蔵から積んだ舟も堀から南へ下り、おそらくずつと掘割を通って、芝口老町目西側河岸に着船するのである。

だから、やはり「車持ち」の請書は、他にも沢山ある筈の一通のみを例示しただけに過ぎなかったのである。

これで、最初に東京府側が弁事へ差し出した書面に「元酒之義は御城より御廻相成候趣之処」と記したことと、その表記に、新政府行政官附属弁事が疑義を呈した訳が、はつきりと見えてきた。

つまり、旧幕府(⇨「御城」)が一手購入していた御用酒問屋に、御東

幸に際しての「御酒下賜」を用意させている東京府としては、酒問屋から三〇〇樽を「納る」という書面が、「代金一万二七五〇両」と明記された上で、東京府懸り役人宛に届けられているため（E文書）、まさか東京府が「下賜の御酒」を購入するというのではないですよ、という意味を含め、三〇〇樽は、現在の「御城」（＝東京城・新政府行政官）が購入し（支払い）、それを東京府に「御廻し」して下さる、ということですよ、と念を押ししたわけである。

これに対する弁事の疑義、《たとえ一樽であっても、弁事から廻したものを元としたと考えるべきで、それ以外の酒は、「朝廷から下されたという趣旨で」差し加え、町人共へ下される、という手順なのだ》との言が今一つ明瞭さを欠くのは、あくまでも「元酒」の語に対する疑義を述べているだけで、支払いについての明言がないためである。だが、この言には曖昧ではあるが支払いについての見解も含まれている。つまり、本音を言えば、今は三〇〇樽分全額を支払う余裕はないが、いずれは全額を支払う、と約束したに等しい。東京府側も、この、「元酒」への疑義・新解釈呈示には、政府がともかくも全額を支払うとの含意があると読み取り、了承し、G-2文書（下げ札）を出したのである。

そこでG-3が出てきたのだ。とりあえず、既に購入してあった新政府所有の酒「七樽大八車一挺分（と盃一八〇枚）」を「禁中弁事」から廻す。だから、「元酒」というならこれを「元酒」と考え、あとの分は「朝廷から下されたという趣旨で」差し加えるべく用意しておいてくれ、というのである。実は、この「元酒」と「差し加え」についての「証言」

が、『東京酒問屋治革史』に出ている。

「明治元年十月十三日、明治天皇東京御着輦より十四日の後、即十月二十七日、東京府に対し『今般御東幸に付東京市一同へ御酒下賜候間夫々分配可取計候事』の御沙汰書が出ました。そこで東京府では先ず酒を満へたる多くの樽を用意し、之に禁中より御下賜の所謂『元酒』を等分に加へ、別に御下賜の瓶子と多数の土器を之に添へて東京、各町々に分配しました」との、維新史料編纂官薄井福治の後日談は、沙汰書の日付・文面およびこの後に続く、「大町（百軒以上）四百三十三町は一町につき三樽づゝ、中町……」の数値などが、すべて史料A・Cの日付・文面・数値に合致しているので、手許に資料を置いての発言とみられ信憑性が高い。⁽¹⁷⁾ここで、東京府が用意した多くの樽（三〇〇樽）に、禁中より御下賜の「禁中用度司が廻した」「元酒」（七樽）を等分に加え、というのは、本当にその作業をやったのか？と疑わしくなる工程である。だが、「御城よりの元酒」の表現に疑義を呈し、「禁中よりの元酒」を廻す、とこだわり、「これを差し加えるのだ」と言つて東京府を納得させた以上、おこなったのであろう。

(二) 東京府判事としての江藤新平、政府に食い下がる

政府の支払い約束が曖昧なうえ、酒問屋への支払いを直ぐにでも執行しなければならぬ東京府としては、当然、政府による全額支払いの履行に不安が生じる。G-2文書で、了解したと政府に回答しながらも、東京府はこの不安を解消すべく、酒問屋らとの窓口になっていた「元商法

「司」が既に出していた細かい計算書を裏付けに、政府会計官へ全額支払いの約束を強く迫る。以下、HとK一連の文書が政府によって支払いが済むまでの文書である（HとK全文書とも「市史稿皇城四」は採録せず、J-1・J-2は「市史稿市街五十」にも採録されていない）。

H-1 覚

- 一 御酒 一 瓶子 一 鯛
- 東京市中御酒被下諸入用書

元商法司

H-2 覚

- 一 酒式千九百九拾樽
- 町々被下之分并瓶子詰共
拾駄に付
金八拾五両替
- 右代金壹万式千七百七両式分
- 一 錫瓶子^{へいじ}五百五拾本
- 町々え被下分并用意共
壺本に付
銀八拾四匁五分替
- 一 干鯛^{すゐめ}千七百把
- 右代金七百七拾四両式分ト銀五匁
- 町々え被下分并用意共
壺把に付
銀拾九匁替

右代金五百三拾八両壹分ト銀五匁

- 一 片木^{へぎ}千七百枚

町々え被下分并用意共

壺枚に付

銀五分替

右代金拾四両ト銀拾匁

- 一 糊入紙壹束

半紙壹束

瓶子口詰紙

右代金壹兩三分

一 拝領物并御酒被下切手紙

- 一 西之内拾帖

壺帖に付

銀拾三匁五分替

右代金式兩壹分

べ金壹万四千三拾八両式分ト銀五匁

右之通十一月三日迄に相納申候間、代金之義、何卒急速一纏に御下

ケ渡相願、夫々え払方仕、受取書取之、相納申度奉存候、以上

辰十一月

元商法司

H文書は、酒問屋らとの交渉窓口となっている「元商法司」が東京府の担当部署に出した文書。H-1が「表書き」に相当するもので、H-2がその内訳である⁽¹⁸⁾。禁中弁事用度司から下賜された瓶子以外に、錫瓶子を五五〇本、干鯛も七〇〇把用意していたことが判る。片木（食品を包む

極薄の木の皮)も同枚数だから鯛一把を片木に包み、平均一町一包みごと全町へ配ったのである。糊入紙は、製法過程で糊を入れ、強度を増した和紙であり、瓶子の口詰に使用、「西之内」^{にしの内}は常陸で作る当時の「切手用紙」で、あらかじめ配付した切手との交換により、御酒他拝領ものの配付に重複や漏れがないようにしたのである。

これらのすべてを十一月三日までに東京府に納めるのだから、この総代金、一万四千三十八兩二分と銀五匁を「何卒急速一纏に御下ケ渡」し下さいと頼み、そうすれば、「夫々え払方」が出来、領収書を受け取ったうえで「相納申」ことが出来ると願っている。当然の願いである。

この「元商法司」の細目勘定書のある事実上の請求書を受け、東京府判事は政府に支払いを迫る。次の I-1・I-2 の文書がそれである。

I-1 会計官

判事御中

東京府
判事

御東幸に付、東京市中え被下候御酒其外御買上代金、別紙之通申立、不相当之義も無之候間、御渡有之候様いたし度、別紙勘定書并受取手形相添、此段及御懸合候

辰十一月

I-2 受取申金子之事

一 金壹万四千三拾八兩二分銀五匁

右は

御東幸に付、市中え被下候御酒・鯛其外御買上ケ代金、書面之通請取申処、如件

明治元辰年十一月
東京府市政局
庶務方
館市右衛門印
谷村官太郎印

会計官

御金掛中

右之通相違無御座候

江藤新平
北島時之助

「勘定書略ス」

I-1で、東京府判事は、H文書勘定書に「不相当之義も無之」とお墨付きを与え、代金を渡すよう迫ったのだが、そこにI-2の、まだ受け取つてもいないうちの「受取手形」を敢えて添え、「此段及御懸合候」と、ほとんど喧嘩腰の文面を書いた。この東京府判事は「受取手方」にも御墨付きを与え、最後に署名をした江藤新平・北島時之助(両名とも、それまでの土方大一郎・西尾遠江介と十月二十三日に替わったばかり)であるが、文面は、気性の激しい江藤のものであろう。

I-2、筆頭者は館市右衛門である。今でこそ「東京府市政局庶務方」ではあるが、もちろん、江戸開府以来草分けの世襲筆頭町年寄、奈良屋

市右衛門その人である。東京町人〔酒問屋〕の立場で政府と渡り合う位のことは、幕府相手に散々の経験を積んだ海千山千のこと、朝飯前である。I-1・I-2が出されて政府会計官は追い込まれ、次の釈明書を出す。

I-3 下ケ札

御書面之趣は、当時御金繰不宜に付、急速御渡し方差支申候、御金融通出来次第、御渡方取計可申、仍之別紙勘定書并手形とも致返却、此段及御報候、已上

辰十一月

会計官
判事

「今は金繰りが良くない。金の融通ができ次第渡すから、勘定書きも受取手形も戻します」。いつと言っていないが、とにかくでき次第渡す、との言質はとったのだから、館市右衛門を巻き込んだ江藤新平の強硬手段はともかく功を奏した。ここで、江藤のこの時の官職位置を正確に把握しておかなければならない。閏四月十日三条実美の関東監察使任命と同時に同附属となり、江戸に下つて以降、五月十一日軍監兼江戸府判事、六月五日江戸鎮台府判事、十月二十日には鎮将府の廃止に伴い、東京在勤のまま政府の会計官判事に任じられたのだが、三日後の二十三日には政府会計官判事兼任のまま東京府判事なつたのである。つまり、この一連の書面上では東京府判事の立場で動いているのであるが、彼自身、同時に政府会計官判事でもあつたのだ。位階は従五位下である。⁽¹⁹⁾

では、追及されている側の同じく在東京政府会計官判事は誰か、元柳河藩士池邊藤左衛門節松である。⁽²⁰⁾三月十四日に政府徴士として会計事務局に権判事入り、閏四月二十一日に会計事務局が会計官に編成替えされた時点で会計官判事となり、従五位下に列した。八月十七日、御東幸会計御用掛に任命され、九月東幸に随行、政府会計官判事として東幸費用に関する限り全責任をとる立場となり、同じ政府会計官判事で東京府判事でもある江藤新平の、激しい追及の矢面に立たされたわけである。この下げ札に対して江藤はどう回答したか。

I-4 御下ケ札之趣致承知候、御金繰出来候迄代金不相渡候ては、納人

とも難儀いたし候間、此度町会所にて御払相成候代金之内を以、繰替相渡、追て御金相渡り候節、仕埋候様取計可申候、此段御挨拶かたく及御達候

辰十一月

東京府
判事

「承知した」とは言ったが、「金繰」ができるまで代金を渡さなければ「納人ども」〔酒問屋ら〕が難儀すると言い、何と「町会所にて御払相成候代金之内」から「繰替相渡」す、とした。旧幕府町奉行所下の町会所は今も東京府下の町会所であるから、その粗払い代金は東京府が動かすことの出来る金ではある。⁽²¹⁾つまり、政府が払うまで酒問屋に払わないわけにはいかないから、東京府が立て替えるというのだ。だから、「仕埋候様取計可申候」(穴は埋める)に続く「此段御挨拶

かたく^{がた}及^{おたつし}御^{おとむ}達^{たち}候^{こう}と、本来上から^{かたつ}下^{した}達^{たち}する場合に使用する「御達」を使つての江藤の「挨拶」は、ほとんど《切れて》いる。

政府には怒りつつ、江藤はとにかく町会所から金を回す手配をとる。

J-1

真崎長兵衛
町会所掛え

今般^{いま}般^{ぱん}御^ご下^げケ^け代^{だい}金^{きん}之内、金^{きん}老^{らう}万^{まん}四^し千^{せん}三^{さん}拾^{じゅう}八^{ぱち}両^{りやう}式^{しき}分^{ぶん}銀^{ぎん}五^ご匁^{ぼん}、練^{れん}替^{かへ}御^ご遣^{けん}方^{ほう}相^{さう}成^{せい}候^{こう}間、庶^{しよ}務^む方^{ほう}え引^ひ渡^{わた}候^{こう}様、可^か被^ひ致^ち候^{こう}事

月日

J-2

一 金^{きん}老^{らう}万^{まん}四^し千^{せん}八^{ぱち}拾^{じゅう}両^{りやう}式^{しき}分^{ぶん}銀^{ぎん}五^ご匁^{ぼん}

右は町会所^{ちやうかいしよ}所^{しよ}困^{くわん}般^{ぱん}御^ご下^げケ^け代^{だい}金^{きん}之内、書^{しよ}面^{めん}之^し通^{つう}練^{れん}替^{かへ}、御^ご遣^{けん}方^{ほう}相^{さう}成^{せい}候^{こう}間、請^{せい}取^と申^{まを}候^{こう}処^{ところ}仍^{なほ}如^{ごと}件^{けん}

明治元辰年十一月十五日

町会所

庶務方

谷村官太郎

J-3

一 金^{きん}老^{らう}万^{まん}四^し千^{せん}三^{さん}拾^{じゅう}八^{ぱち}両^{りやう}式^{しき}分^{ぶん}銀^{ぎん}五^ご匁^{ぼん}

右は東京市中^{とうきやうしちゆう}え被^ひ下^{した}候^{こう}御^ご酒^{しゆ}并^{へい}瓶^{びん}子^こ鯛^{たい}其^{その}外^{ほか}御^ご買^{かひ}上^{じやう}代^{だい}金^{きん}、書^{しよ}面^{めん}之^し通^{つう}被^ひ遊^{ゆう}御^ご渡^{わた}、奉^{ほう}請^{せい}取^と候^{こう}、仍^{なほ}如^{ごと}件^{けん}

明治元辰年十一月十五日

三井組代

宇田川林兵衛印

鹿島清兵衛代

喜兵衛印

J-1が、町会所に対し、般^{ぱん}御^ご下^げ代^{だい}金^{きん}の内から繰り替え金を庶務方

へ廻しておいてくれとの依頼。J-2が庶務方の請け取り。先のI-2で館

市右衛門と連名していた谷村官太郎は庶務方だったわけだ。J-3が、つ

いに酒問屋鹿島清兵衛側（代人）が全額を受け取った、との請け取り証

文。三井組代宇田川が連署しているのは、東幸費用のほぼ全局面に関し

て、三井が取り仕切っているためである（註（1）参照）。

これで、「酒下賜」を全市民に振る舞った六日・七日両日から八日目に

して、ともかくも、酒問屋らには金が支払われた。

(三) 政府による最終支払い

では、この東京府が立て替えた穴埋めは、政府によっていつおこなわれたのか。途中経過の遣り取りはまだ見つけていないが、話は一気に飛び、最終決着は翌年明治二年六月にもなる。

K-1

一 御^ご酒^{しゆ}其^{その}外^{ほか}代^{だい}金^{きん}受^う取^と方^{ほう}之^し義^ぎに^に付^つ、明^{めい}治^ち己^こ巳^し六^む月^{げつ}九^{くにち}日^{にち}猶^{なほ}会^{かい}計^{けい}官^{くわん}え懸^{けん}合^{ごう}候^{こう}処^{ところ}、相^{さう}渡^{わた}候^{こう}事

K-2

受^う取^と申^{まを}金^{きん}子^こ之^し事

一 金^{きん}老^{らう}万^{まん}四^し千^{せん}三^{さん}拾^{じゅう}八^{ぱち}両^{りやう}式^{しき}分^{ぶん}銀^{ぎん}五^ご匁^{ぼん}

右去辰年十一月中

御^ご東^{とう}幸^{しやう}に^に付^つ、東^{とう}京^{きやう}市^し中^{ちゆう}え被^ひ下^{した}候^{こう}御^ご酒^{しゆ}其^{その}外^{ほか}御^ご買^{かひ}上^{じやう}代^{だい}金^{きん}、町^{ちやう}会^{かい}所^{しよ}般^{ぱん}

私代金之内を以操替置候処、今般御操戻しに付、書面之通請取申処、仍如件

明治二巳年六月十五日

常務方

町会所掛

小原清次郎 印

写文書であるための省略があるが、K-1はその時点での東京府判事レベルの文面であろう（江藤はすでに、佐賀藩権大参事となっている）。明治二年六月九日、「猶」も掛け合っている姿は東京府の執念である。そして、六月十五日、ついに「操戻し」を受け、政府によって支払われ、「御酒下賜」はここにおいて、ようやく「下賜」の意味が完結したのである。すでに三月二十八日に着輦した第二回東幸による天皇在東京は定着し、五月十八日には箱館戦争も終結、「戊辰戦争」は終焉し、賞典録・賞金下賜がこの月に始まったときのことである。

三 「御酒下賜」の背景と意図

以上の動向に見られた東京府と政府の対立は一体何を意味するのか？ 「当時の政府の財政難」で済ましてしまえば、ことの真実は見えない。財源の保障が一切無いまま、「東京全市民への御酒下賜」を決定し、実施したのは何故か、何故そんな無謀な企てをしたのか？ 「御酒下賜」とはそもそもどんな背景・意図のもとに企てられたものだったのか？

東幸自体の決定（八月四日布告）とその期日（九月二十日）決定までの政府内の議論については、従来の政治史研究に譲るとして、ここで、やがての「酒下賜」に繋がっていくであろう論として押さえておきたいのが、東幸の早期実施主張者の内、三条実美と江藤新平の意見である。まず、東幸の目的をもっとも激しく直截に語っていた、当時鎮将府判事であった江藤の意見をみよう。江藤は東幸の即時実施を求める奏上書で八月の東幸布告後に提出しているが、極めて長い奏上書中の次の文言に注目したい。⁽²³⁾

「今、駿東十三州ハ開闢以來

鳳輦不至、武將之恩威ヲ仰望ノミ、

故ニ今御維新之御時トイエトモ、只無主宰之思ヲナシ、外ハ相承順トイエトモ内ハ実ニ疑惑ヲ致ス次第ニテ御座候、何分ニモ方向定ルト不可謂也、方向不定ハ国本立ト不可謂也」また、「兆民を塗炭ニ御救被遊候 御趣意不相貫候へハ、乍恐 御仁徳ニ一点之曇リ懸る也」⁽²⁴⁾。

鎮将府判事として江戸・東京に在任中、「外は相承順と雖も内は実に疑惑を致す次第」と、府下の民心が如何に政府から離れていたかを実感していたからこそその意見であり、「兆民を塗炭（の苦から）御救」する具体的行為を、東幸によって実施しなければ「仁徳に一点の曇り」があると危機感から、東幸の早期実施を迫っていたのであった。

この視点とほぼ同じ視点から、実際に「現物」を東京市中に「下賜」することを考えていたのが三条実美であった。江藤の奏上書と前後は不明であるが、八月十四日の岩倉具視宛書翰中に次の文言がある。

「猶東京市中之処モ実ニ此度之行幸、古今未曾有之天恩ヲ拝シ奉り候

事故、府内一同金子ヲ賜候様仕度存候、未タ十分王化ニ不_レ服之黎民、恩典ヲ不_レ施ハ決而服帰不_レ仕候間、是非御東幸之上、大ニ恩典ヲ相布候様仕度存候、最早朝威ハ十分ニ相立候間、此上ハ恩恵ヲ施スニ無_レ之テハ、治平無_レ覚束_二存候_一」⁽²⁵⁾

三条のこの岩倉宛書翰には、末尾の方で、西日本から東京への廻米を要請する事項も含まれているが、東幸下で「府内一同に金子を賜候様」という要請のところで、その目的をあらかじめ語っていた。未だ十分王化（君主の統治）に服していない「黎民」に「恩典」を施さなければ決して帰服しないと断言、重ねて、「朝威」は最早十分なのだから（この場合の「朝威」の「威」は、事実上「武威」の「威」と等しい）このうへは、恩恵を施さなくては「治平は覚束ない」とまで言う。閏四月十日に関東監察使に任じられ、江藤を従え、二十四日に江戸に入った三条は、五月に関八州鎮将となり任を遂行していく過程で、政府に対する江戸の民情が、京のそれとあまりの違いであることを認識していく。

東幸發輦が近づくにつれ、京都行政官は三条の「金子下賜」よりは、書翰にもあつた廻米の方を具体的施策として考え始める。九月十二日、東北戦争の結果、米が陸奥・出羽・越後三国から東京に廻らなくなった現実を見据え、九州諸藩（肥後・筑前・肥前・久留米・柳川）に東京への廻米を命じた。この廻米についても、「今般蒼生御綏撫ノタメ 御東幸被為遊候ニ付テハ、御賑恤ノ備トシテ廻米被設置度 思食ヲ以テ」⁽²⁶⁾と、「蒼生御綏撫」のための東幸における「御賑恤」であるとの位置づけがなされていた。だが、この廻米が東幸中に実際に東京府民に配られた

形跡は、史料に見られない。三条の「金子下賜」と、この「御賑恤」としての「廻米」の発想も含め、いつどんな論議を経て「御酒下賜」に変じたのかを語る史料は、探索中であるが、いまだ探し得ていない。

ただ、諸史料を見ていくと、東幸「特別企画」の今一つ、東幸途中東海道筋での高齢者孝子義僕褒賞は出輦前に決まり、そのための対象者書上を出させるだけの日程もとっていたのだが、「御酒下賜」は出輦前はおろか、着輦日にさえもまだ決まっていなかったようにみえる。実は、着輦日翌日の十四日から十六日まで三日間、官吏はじめ供奉の面々に対して「御酒肴」の振る舞いがあつた。十四日は三等官以上へ、十五日は四等官から九等官までに、十六日は等外の各局官吏と供奉兵隊へと、それぞれ「御酒肴下賜」があつたのだが、⁽²⁷⁾それを東京市民に拡大するとの論は、その時点ではまだ確認できないのである。おそらくは、この御着輦の内部祝儀の経験を経て、「金子下賜」・「廻米賑恤」が「御酒下賜」に変わっていったものと想像されるが、史料の確証は得られていない。

いずれにせよ、「御酒下賜」は、江藤が言うように、「外は相承順と雖も内は実に疑惑を致す」府民が多く、また三条が言うように、「恩典を施さなければ黎民は決して帰服しない」恩恵を施さなくては治平は覚束ない」との、東京府市民のおしなべての強い反政府感情を把握していればこそ、その民を懐柔する「蒼生御綏撫」のための、「御賑恤」だったのである。

おわりに

以上のような把握を踏まえ、「御酒下賜」された町内ではそれをどう差配したか、などを府下町人の日記から見て、そのうえに「天盃頂戴」「御神酒頂戴」錦絵の分析を載せて考察することによって、第一回東幸が、東京（江戸）府民にとってどのような意味を有していたかについての、「御酒下賜」に沿っての民衆意識考察がはじめて可能となると考えているが、それらの考察は、また別稿に期することにする。

【付記】

本稿を成すにあたって、東京都公文書館には大変お世話になった。厚く御礼を申し上げる。なお本稿は、すでに本紀要第四八〇号でその成果の一部を公表してきた、二〇一二〜一四年度の三年間にわたって本学特別研究助成費の交付を受けた研究課題『戊辰戦争期江戸出来事・情報総覧（月日表）』作成のための、膨大な史料群（未刊文書・貴重写真）の写真・複写、及び原史料収集』を遂行した成果の一部であり、かつ、二〇一六年度の東京大学史料編纂所一般共同研究「明治天皇第一回東幸の史料学的研究」（代表奈倉哲三）の成果の一部でもある。なおまた、原史料の翻刻・呈示の責任は奈倉にあることはもちろんであるが、筆耕にあたっては、本学文学部旧文化学科を卒業、本学大学院人文科学研究科日本文化専攻修士課程を修了した石田七奈子（現、東京大学史料編纂所学術支援専門職員）の協力を得たことを特記しておく。

註

- (1) 椿田有希子『近世近代移行期の政治文化―徳川將軍のページェント』の歴史的位置』（二〇一四年、校倉書房）第八章。なお『御東幸御用記録』第一巻は、東幸にあたって、「金穀出納取締」を命じられた豪商三井（八郎右衛門高福・三郎助高喜・次郎右衛門高朗）らが、東幸の財政面を「全面的」に支えた結果、残した膨大な記録（すべて、三井文庫に現存）を、全三巻で刊行する予定であったものの内、昭和一七年という時期に最初の一巻を刊行したものが、残る二巻はいまだに刊行されていない。また、『東巡日誌』は、『明治文化全集』第十七巻「皇室篇」に収録されている。
- (2) 小西四郎『錦絵幕末明治の歴史』5「明治の新政」（一九七七年、講談社）、多木浩二『天皇の肖像』（一九八八年、岩波書店）がある。この内、小西の書中にある「東京御幸橋御門内の図」の解説（二十五頁）には、僅かに下賜された酒樽の総数が記されているが、史料典拠が示されず、検証しない憾みがある。多木の書は、御酒下賜は僅かしか触れられていないことにも依るが、すべて画像論としてのみの展開で、文字史料との照合が欠如しているため、史学的な論としては説得力が乏しいと言わざるを得ない。
- (3) 東京都公文書館所蔵文書、公文書・簿冊『府治類纂』原写本（目録二冊、戊辰庶務部一冊を含み、全三八簿冊、同館には他に東京市の写本一揃いもある）。なお、この『府治類纂』は、二〇一一年〜一二年に、文化図書から影印刊行された。『府治類纂』の詳細については、影印本三十一巻に付された横山百合子の「解題」を参照されたい。
- (4) 七月十七日の詔書によって江戸が東京と改称されて以降も、しばらくは、江戸府民のほとんどが、「東京」の名称に馴染みずいたことが諸史料から窺えるので、江戸府民・庶民の意識を問題とする文脈では、東京（江戸）といった表記を敢えて採る。この「江戸」住民から「東京」住民への意識変化についても、本稿を含めたいくつかの稿で検討を加えていく。

- (5) 東京帝国大学蔵版『復古記』第八冊（一九三〇年、内外書籍）五三二〜三頁、東京大学史料編纂所蔵写本『官中日記 東京』一、十月十八日条。
- (6) 宮内庁『明治天皇紀』第一（一九六八年、吉川弘文館）。明治天皇の事蹟を追うには、言うまでもなく『明治天皇紀』（索引含め全十三巻）が最も利便性の高い編纂書である。が、研究者にとつての利便性は『復古記』全十五冊と同様、記事ごとにその典拠史料が明記してあることにあり、その典拠史料を一つ一つ追っている内に、編纂書が採録しなかった史料部分にしばしば出くわす。歴史研究はむしろそこから始まる、と言うべきかもしれない。
- (7) 『東京市史稿』皇城篇第四（一九一六年、東京市役所）、『東京市史稿』市街編第五十（一九一一年、東京都）。
- (8) 私蔵本木板原本『東京城日誌』第一、十一丁ウラ。『東京城日誌』は、橋本博編著『改訂維新日誌』第六卷（一九六六年、名著刊行会）に収録されている（同書、第二期卷二の三頁）。なお私蔵本は、偶然であるが、明治期の在フランス日本公使館が旧蔵していた合綴本（明治元年分第一〜第十七、明治二年分第一〜第十二を各二冊ずつ計四冊に合綴したもの）を入手したものである。
- (9) 東京都公文書館所蔵文書『明治元年辰九月 町触帳 常務係』。
- (10) 以下、引用史料『府治類纂』C〜Kは、すべて東京都公文書館所蔵本の同第三五冊「戊辰、己巳、庚午・東幸附行幸、行啓」より。なお、「市史稿市街五十」の一八一頁最終行には、引用史料Dの直後に「東京府判事御中禁中用度司」とあり、頁をめくると「覚」文書（本文引用H文書）が出てくるが、この「東京府判事御中 禁中用度司」は、D文書の最終行にある字句でもなく、「覚」H文書の最初にある字句でもない。これは、「市史稿市街五十」が採録しなかった本文引用G文書（G-1〜G-3）の宛先であり、ここに入れたことよつて前後二つの文書D・Hの性格が理解不能となつてしまった。
- (11) 横地信輔『東京酒問屋沿革史』（一九四三年、東京酒問屋統制商業組合）。
- (12) 「市史稿市街五十」では、「半兵衛」が「同所金六町茂八地借」ではなく、

「同所金六町茂八店」となっている（『市史稿市街五十』一七八頁）。

(13) 本文に記したように、用度司は東京城内の行政官下の機関で、この場合、東京府庁から府民に渡すことになる御酒を、政府側として用意すべき、責任機関である。

(14) 弁事も本来京都市政府太政官三官の一つの行政官に附属する官名であるが、東幸に弁事数人が随行、「御宸断」下に行政官が開設されたことに伴い、東京城内でもこの官名が用いられている。

(15) 「市史稿皇城四」は「差酒」と採っているが、往復文書はすべて「元酒」表記を問題にした文書であり、原本も明確に「元」と読める。

(16) 江戸切絵図「柴口南西久保愛宕下之図」北東端の柴口一丁目から北へ架かる「柴口橋」が、「京橋南築地鉄炮洲絵図」南西端出雲町から南に架かる「新橋」と同じ橋であり、現在のJR新橋駅銀座口から東に二〇〇メートルほど東の首都高環状線下あたりにあった。橋名は元禄頃までの新橋が、宝永七年（一七一〇年）に柴口御門が出来たため、柴口橋となったが、新橋は通称でそのまま残り、明治以降、再び新橋として復活し、鉄道の起点となる。「増補改正柴口南西久保愛宕下之図（万延二年尾張屋清七板）」（人文社復刻古地図版）、「万延改正新鑄京橋南築地鉄炮洲絵図（文久元年尾張屋清七板）」（人文社復刻古地図版）、日本歴史地名体系13『東京都の地名』（二〇〇二年、平凡社）該当ページ参照。

(17) 註(11)『東京酒問屋沿革史』六八頁。また、註(22)岡部の項参照。

(18) 「元商法司」との部署名・官員名は『官員録』には見当たらず、東京府の部署としてははつきりしないが、「商法司」は京都太政官政府内にあった「出納司」・「営繕司」などと並ぶ機関であるので、東幸随行後、政府機関の一部を東京府機関内に繰り入れたためと、この場合、相手が政府機関であることで、そのように名乗っているものと思われる。朝倉治彦編『明治初期官員録・職員録集成1』（一九八一年、柏書房）参照。

- (19) 日本史籍協会叢書『百官履歴』一(一九二七年、東京大学出版会)「三職二、一四」八八頁。なお江藤は、政府会計官判事が東京府役人を兼任することの問題性について、十一月二十四日付岩倉具視宛書翰で、「東京府江会計官併合云々熟考仕候処、何分にも承伏不仕候」と、この時の経験も踏まえたうえで、厳しい口調で批判している。佐々木克・藤井譲治他編『岩倉具視関係史料』上(二〇一二年、思文閣出版)、三九七号文書。
- (20) 日本史籍協会叢書『百官履歴』二(一九二八年、東京大学出版会)「百官十、三〇三」三三八頁。
- (21) ところで、町会所資金は「町会所積み金」という形で、江戸の町人地主層が負担していたものである。つまり、東京府が動かすこと出来る資金とは言っても、元来が米価沸騰や火災などに備えての備蓄・社会としての性格を有する町会所資金は、幕政時代も町奉行所の支配のもとで、町年寄らの合意を得て動かしてきたのであり、これに町人の合意を得ずに手を付ければ、今度^{こゝろ}は町人との対立を招く性格のものである。おそらくは、『酒問屋に支払うためであり、必ず穴は埋めさせるから』とのことで、同意の上で、町会所から廻すことに決定したものであろう。なお、「御酒下賜」には触れていないが、明治元年中に、町会所の扱売却が、「会計官への立て替えも含め各方面に流用され、その支出金額は金八一万両余にも上っていた」ことを牛込努が指摘している。牛込「首都東京の形成と民費」明治維新史学会編『明治維新と地域社会』(二〇一四年、有志舎「講座明治維新」第七巻)。
- (22) 古くは岡部精一『東京奠都の真相』(一九一七年、仁友社)、その後、松尾正人「明治初年の宮廷勢力と維新政権論」明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』(一九九二年、吉川弘文館)、同『維新政権』(一九九五年、吉川弘文館日本歴史叢書)、佐々木克「東京奠都と東京遷都」明治維新史学会編『維新政権の創設』(二〇一一年、有志舎「講座明治維新」第三巻)など。なお、岡部『東京奠都の真相』にも、禁中よりの「元酒」を、東京府があらかじめ用意した数多の樽に加えた、との趣旨の記述がある(二二二頁)。
- (23) この奏上書の全文を、岡部前掲書が紹介している(二六七〜二七一頁)。なお、「市史稿皇城四」にも部分採録されているが、何故か提出月を「七月」と誤っている(七七〜七八頁)。
- (24) 広瀬順暗編集「江藤新平関係文書マイクロフィルム版」(一九八九年、北泉社) R 12—二八〇—137。原文書の擡頭は三文字、平出は二文字空きで処理し、適宜読点を付した。
- (25) 多田好問編『岩倉公実記』下巻一(一九〇六年、皇后宮職)五六四頁。
- (26) 東京大学史料編纂所蔵写本四一五一、〇—三『官中日記』(史官)第四冊、九月十二日の項所収。なお、京都発軔前に京都の人心が「風濤之思」を抱かないよう、との趣旨で「酒肴」を下賜し、また、「供奉之輩一同」に対しては、「励精尽力し、聖徳を可奉扶」との趣旨で「酒肴」を下賜している。「註(19)『岩倉具視関係史料』下、六三三号・一二五号文書」。だが、これらの「酒肴下賜」とは目的も規模も違うためか、東京府民全員へ御酒下賜する発想にはなかなか繋がらなかった。発軔直前の「東幸に付決議書」には、「御親恤之振合大概丈ハあらかしめ御定成丈御行届かせられ候様有御座度」との、岩下方平・大木喬任の意見が下げ札で貼られているが「前出『岩倉具視関係史料』下二二六号文書」、着軔後も、府民全員への御酒下賜は、直ぐには決まらなかった。
- (27) 東京大学史料編纂所蔵写本、四一七五—一〇八九『細川護久家記』乾・同、四一七五—一〇九三『堀田正倫家記』乾・私藏本木板原本『東京城日誌』第一、一丁ウラ(註(8)参照)。